

令和4年第1回八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月16日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第9号まで、議案第21号
(令和3年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第10号 八雲町自治基本条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第11号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 5 議案第12号 八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第13号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第14号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第15号 八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第16号 八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第22号 令和3年度八雲町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第13 議案第23号 令和4年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 同意第1号 八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第13 [諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 発議第1号 高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書
- 日程第15 発議第2号 国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書
- 日程第16 発議第3号 小中高全体で30人学級を早く実施することを求める意見書
- 日程第17 発議第4号 30年までの温室効果ガスの削減目標を引き上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書
- 日程第20 発議第5号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書
- 日程第21 発議第6号 コロナ禍における地域経済の活性化を米価暴落対策を求める意見書
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君
9番	牧野仁君	10番	安藤辰行君
11番	斎藤實君	12番	能登谷正人君
副議長	13番 黒島竹満君	議長	14番 千葉隆君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	政策推進課長	川口拓也君
併選挙管理委員会事務局長		財務課長	川崎芳則君
新幹線推進室長	鈴木敏秋君	住民生活課長	加藤貴久君
会計管理者	阿部雄一君	農林課長	荻本正君
兼会計課長		併農業委員会事務局長	井口貴光君
保健福祉課長	戸田淳君	商工観光労政課長	井口貴光君
水産課長	田村春夫君	公園緑地推進室長	佐々木裕一君
建設課長	藤田好彦君	落部支所長	佐藤尚君
環境水道課長	佐藤英彦君	学校教育課長	石坂浩太郎君
教育長	土井寿彦君	兼学校給食センター長	
		社会教育課長	
学校教育課参事	齊藤精克君	兼図書館長	佐藤真理子君
		郷土資料館長	
体育課長	三坂亮司君	町史編さん室長	
選挙管理委員会委員長	外崎正廣君	農業委員会会長	日野昭君
総合病院事務長	竹内伸大君	監査委員	千田健悦君
総合病院医事課長	石黒陽子君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
消防長	大淵聡君	兼総合病院地域医療連携課長	
八雲消防署庶務課長	堤口信君	総合病院地域連医療連携課参事	加藤孝子君
八雲消防署警防救急課長	大清水良浩君	八雲消防署長	高橋朗君
		八雲消防署予防課長	今村幸一君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長		地域振興課参事	小笠原一信君
兼地域振興課長	野口義人君	産業課長	吉田一久君
併熊石教育事務所長		熊石国保病院事務長	福原光一君
住民サービス課長	北川正敏君		
熊石消防署長	荒谷佳弘君		

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（千葉 隆君） ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（千葉 隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に倉地清子さんと黒島竹満君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（千葉 隆君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。
本日の会議に予算特別委員会に付託した、令和4年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。
また、町長より、議案2件が追加提出されております。このほかに議員発議による意見書案7件、議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されております。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号から議案第9号まで、議案第21号

- 議長（千葉 隆君） 日程第2、議案第1号から議案第9号まで、及び議案第21号の各案を、一括議題といたします。
本件は、かねて審査を付託しておりました、予算特別委員会からの報告を受けて、議題とするものであります。報告書は、お手元に配付のとおりであります。
予算特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
○予算特別委員会委員長（安藤辰行君） 議長、安藤。
○議長（千葉 隆君） 安藤委員長。
○予算特別委員会委員長（安藤辰行君） 予算特別委員会に置ける審査の経過、並びに結果についてご報告いたします。
当委員会は、去る9日の本会議で、付託を受けたあと、正副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に赤井睦美議員が選出されました。
審査の経過につきましては各位ご承知のとおりでありますので省略させていただきますが、昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行った中での審査にご協力をいただきました議員各位、執行部の皆様に心より感謝を申し上げます。
審査の結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、各案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。報告書の付帯意見としましては、特定政策及び二

海サーモン養殖事業の取り組みに対してであります。

ワイナリーやウイスキー蒸留所などの誘致を特定政策として進められておりますが、これらの全体像の計画が示されていなく、不透明なまま進められております。

また、二海サーモン養殖事業については、事業の全体計画及び財政計画が示されないまま、その一部分であるサーモン種苗生産施設整備事業が令和4年度予算に計上されております。

八雲町自治基本条例の第40条で行政は総合計画に基づいて予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営を図るものとします、とされており、さらに、議会基本条例の第7条第1項にも町長による政策等の形成過程の説明について規定しております。これらの事業の進め方はこれに合致するものとは到底思えるものではありません。審議においては、特定政策については今後詳細が決まり次第、説明があるということと、二海サーモン養殖事業につきましては、全体の事業計画が、今年の夏頃に示された時点で説明を受け、改めて協議したうえで事業を進めて行くということを期待し、令和4年度一般会計予算の審査を終えたものであります。

事業の実施に当たっては、事業の目的や進め方を明確にし、丁寧かつ慎重に進めることが重要であるということ認識され取り組まれることを強く要請するものです。

町理事者におかれましては、審査の過程で出された意見等を真摯に受け止め、事務の執行にあたられますよう申し上げます。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（千葉 隆君） 委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員会委員であることから、これを省略いたします。

委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものであります。これより各案を区分して討論を行います。

まず、議案第21号八雲町合葬墓条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。お諮りいたします。議案第21号について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか、

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号から議案第9号まで、令和4年度各会計予算について討論を行います。討論はございませんか。

（「討論あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

○1 番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1 番（赤井睦美君） 議案第 1 号、一般会計予算案に反対の立場から討論させていただきます。

自治基本条例の第 40 条に、行政は総合計画に基づいて予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら、計画的かつ健全な財政運営を図るものとしますとあり、第 50 条第 2 項には、町民議会及び行政はまちづくりに関するすべての活動において、この条例を誠実に順守しなければなりませんと明記してあります。

しかし今回のサーモン養殖事業については、中長期的な計画も、それに伴う財政計画も提示されないまま、ふ化事業に使用する施設の取得という部分的な事業についてのみ予算計上となっております。

八雲町にとってはもちろん、北海道にとっても重要な事業であること。事業そのものは官民で取り組む予定であると聞いておりますが、町はどのような形で関わり、漁業者の方たちにとってどのような効果があるのかも明確にされていません。

そのような乱暴な方法で、今後、大きな金額を動かす事業が展開されようとしています。事業の目的は近年の漁業不振への対策だというのは十分わかりますが、最終的にどのような施設になるのか、事業の進め方はどのように行うのか、そのための今後の計画や総事業費の予算はいくらになるのかなど、丁寧な説明と進め方が必要だと思います。

町には、みんなで決めた自治基本条例を守って、事業を進めることを強く要望し、反対討論とさせていただきます。議員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 議案第 8 号、病院事業会計予算に反対いたします。

今定例会初日の 9 日に、2021 年度中の実施予定だった、熊石国保病院立替事業の実施設計業務委託料と、用地取得費 6,996 万 7 千円の全額減額補正が行われましたが、今年度当初予算にも計上がゼロであり、八雲町総合計画実施計画書においても、今後 3 か年の事業費が未定と示されています。

昨年 11 月 26 日に熊石町内会連絡協議会から提出された、計画どおり 45 床の病院への建て替えを求める 1,556 筆の署名の重みをどのように受け止めているのでしょうか。町長は熊石国保病院の建て替えについて、院長先生との話し合い継続中を理由に結論を出していません。方向性が決まれば速やかに予算を補正するつもりだと繰り返し述べていますが、方向性とは何を指すのか、いつまでにその方向性を出すのか、これでは計画の先延ばし、事実上の凍結と見做されるのは当然ではないでしょうか。

町民や議会に町長の考える方向性を明らかにした上で老朽化が著しく耐震化もされていない熊石国保病院の建て替え事業に早急に取り掛かるべきと思い、病院会計予算に反対い

たします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかに討論はございませんか。
(何かいう声あり)

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 第1号から第9号まで賛成の立場で討論させていただきます。

予算委員会の中で、委員から懸念される点、または提言等に対して、的確な答弁が返ってきたと思っています。その答弁に基づいた行政運営がされることを期待して、1号から9号までの原案に賛成の立場です。

○議長（千葉 隆君） ほかに討論はございませんか。

○11番（斎藤 實君） 議長、斎藤。

○議長（千葉 隆君） 斎藤君。

○11番（斎藤 實君） 先般の議会で設計予算をですね、3年度中に削除するというこの考え方を町長から示されました。そのときの説明の中で院長と十分に話し合いながら決めていくということでございますので、早めに話し合いを持ちたいという考え方も示されておりますので、その言葉を信じながら賛成の討論といたします。

ただ、病院全体に関わる予算を全部否決ということになれば、町としては一大事になりますので、その点で賛成したいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかに討論はございませんか。
(「なし」という声あり)

○議長（千葉 隆君） これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。まず、議案第1号、令和4年度八雲町一般会計予算について採決いたします。

この採決は起立によります。お諮りいたします。議案第1号について委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号、令和4年度八雲町病院事業会計予算について、採決いたします。

この採決は起立によります。お諮りいたします。議案第8号について委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、ただいま採決をしました議案第1号及び議案第8号を除く、議案第2号から議案第7号まで及び議案第9号の7件について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただ今申し上げました議案第2号から議案第7号まで及び議案第9号の7件について、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第7号まで及び議案第9号については、委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第10号

○議長(千葉 隆君) 日程第3、議案第10号 八雲町自治基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。

○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。

○政策推進課長(川口拓也君) 議案第10号、八雲町自治基本条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。本件は、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、成年年齢が引き下げられることから、八雲町自治基本条例についても、民法の改正に合わせ、改めようとするものであります。

条例の改正内容につきましては、記載のとおり、第13条第5項中の年齢を、満20歳から満18歳に改めるものでございます。

最後に附則として、この条例の施行日については、民法改正の施行日に合わせ、令和4年4月1日からとするものであります。

以上、簡単であります。議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(千葉 隆君) 三澤君。

○8番(三澤公雄君) 改正前の現行法においても満20歳未満に対しての青少年の町政への参加と書かれていますけれども、今度はさらに2歳下げて18歳ということになったわけですから、さらに具体的な町政に参加できる方法というものが何か考えられているのかなと思いますので、お示し願ひませんか。

○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。

○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。

○政策推進課長(川口拓也君) これまでと同様に基本的にこの度、民法で引用する年齢の規定に合わせた改正でございまして、条例の規定を見てもわかりますように、決して成年年齢、今回改正された成年年齢未満のお子さんたち、または成年たちに町政に関することを制限した規定ではございません。むしろこの規定はそれぞれの世代に相応しい方法に

よって町政に参加できることを定めているものでございまして、これまでも先般のゆめ議会のほか、学校の教材用として条例の内容や町政に参加することの重要性などわかりやすく記したチラシを各学校へ配布し教材に取り扱っていただくようお願いしているところでございます。

それで今後ですね、やはり担当職もございまして、要望があれば学校のほうの事業に参加していろいろお伝えしたり、さらにやはり成年年齢下がったということを見据えてより近い世代、高校生に対してもこれまでチラシ配布等していなかったんですけども、ちょっと高校生用のそういったチラシも作成して是非高校のほうに配布して授業に取り入れていただく、または先ほど申し上げましたとおり、うちの職員が出向いて学生に対して、そういった条例の中身やまちづくりについてお伝えしたりとかを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） もちろんこの自治基本条例は、この項目は町民参加の基本なので町民の主体性をもって取り組むものだと思いますから、これまでと変わらないという姿勢もわからないのではないのですが、再三にわたり議会から一般質問等でいろんな議員から町政の若者の参加の方法を、いろんなパターンの進言があると思います。

これからは是非検討するという答えであったものは具体的に検討していつてもらいたいし、今の答弁の中で具体的に進めるものは進めて行ってもらいたいと思います。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 当然でございますけれども、我々担当課だけではなくて全庁的にそういった工夫は必要になってくると思います。

やはりそういった各所管課である事務事業によっては性質ごとにいろいろ違うと思うんですけども、やはり若者の意見等を取り入れるようなことができるようなものがあればですね、工夫していただくようにこちらのほうからもお願ひしていきましますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございせんか。

質疑終結と認めます。これより討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございせんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第11号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、議案第11号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第11号、行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、説明いたします。

議案書2ページをお開き願います。この度の改正は、国が示す押印見直しマニュアルに基づき、各種手続の押印見直しを行い、申請者等の負担軽減と利便性の向上、内部手続の効率化を図るため、条例中に規定する押印について廃止しようとするものであります。

第1条は、八雲町公告式条例の一部改正であります。

第4条の改正は、規程公表時の町長印の押印を廃止するものであり、第5条の改正は、第4条の改正に伴い、町長印と当該機関印が不要となることから、この部分の読み替え規定を削除するものであります。

続きまして第2条は、八雲町山野等火入れに関する条例の一部改正であります。

3ページをお開き願います。様式第1号、火入許可申請書の申請者の氏名記載欄で求めていた押印を廃止し、様式中から印の表示を削除しております。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第12号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案12号 八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第 12 号、八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案書 5 ページをお開き願います。現状の個人情報保護制度は、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人など、制度を実施する主体によって適用される法律が異なっております。

この度の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止となり、個人情報の保護に関する法律に一本化されることから、条例中の引用規定を変更しようとするものであります。

第 2 条 第 1 号 アの規定中で、個人識別符号を指し示すために引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項を個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項に改正するものであります。

6 ページをお開き願います。附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 12 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 今回の条例改正は、今までの行政機関の保有する個人情報に関する法律から行政機関の保有するという文言を取るという、かたちとしては非常にシンプルなものですが、この行政機関の保有するという部分を取るということはどのようなことを意味してるんですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今のご質問ですが、提案説明で申し上げましたとおり、今までそれぞれの機関によって法律名が変わっているわけですね。それぞれ 3 つあったんですけれども、それが今回、個人情報のほうに関する法律に 1 本化されることによって、これまで 3 つあった法律名が 1 本になったわけですから、それまで私たち地方公共団体で適用していた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律というものが 1 本化されたことによって名称が変わったということです。ご理解をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 三つのものを一本化するためということは分かりましたが、大変深い内容が含まれていると思っております。

2017 年には非識別加工情報というものが施行されておまして、行政が保有するあらゆる

る情報を、名前や住所の番地を隠すなどすれば外部提供が可能という仕組みにも繋がっているかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さんもう一回法律名。ゆっくりお知らせください。

○2番（佐藤智子君） 2017年度から始まっている、行政の非識別加工情報制度というものがもう始まっていると思うんですけれども、例えば民間事業者へ行政が保有するあらゆる情報を名前や住所の番地を隠すなどの加工をしたら、つまり誰だかわからなくしたら外部提供が可能という制度なんですけれども、そうした個人情報を保護することとは反する仕組みとつながっているのではないですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） そういった扱いをしている部分があるかもしれませんが、あくまでも私たち行政機関が保有する個人情報というのは、例えば個人名ですとか住所とかそこから個人が識別できるというのはあくまでも個人情報ですから、それをこちらから提供するということは基本的にありえません。ただ黒塗りにしてお出しすることですけれども、それについても情報公開制度については、たとえば個人情報で名前や住所や必要な部分は消して公開するということはありますけれども、一般的に佐藤議員がおっしゃられるような民間企業に対して、そういった住所や個人名を黒塗りにして私たちの行政からお出しするということは、私たちのほうではありえないことだと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 今回の条例改正は、あくまでも名称のみであり、そういう情報保護条例に関することには情報提供などということはありませんということではないですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今回の改正はあくまでも条例中で引用している法律名を変えたということでこれまでの自治体としての運用上は特に変わらないということですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

質疑終結と認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 13 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 6、議案第 13 号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第 13 号、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案書 7 ページをお開き願います。このたびの改正は、令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を 1%程度、月額 4,000 円引き上げるための措置を令和 4 年 2 月から前倒しで実施することとされた看護職員等処遇改善事業を活用し、対象となる看護師、准看護師、助産師への処遇改善として支給するための看護師手当の支給区分を追加しようとするものであります。

本事業は全額国費負担であり、対象期間は令和 4 年 2 月から 9 月までで、対象となる医療機関は、救急医療管理加算の算定対象、かつ令和 2 年度における救急搬送件数 200 件以上とされており、当院は補助要件を満たすものとなっております。

第 16 条看護師手当の改正は、既設条項に八雲総合病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に対し、月額一人当たり 4,000 円を支給する区分を追加するものであり、条文文言の整理、及び第 2 項の各号に支給区分を整理しようとするものであります。

改正条例の附則においては、本条例の施行期日を公布の日とすること、改正内容を令和 4 年 2 月 1 日から適用することを規定するものであります。

以上で、議案第 13 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 7 議案 14 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 7、議案第 14 号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する

条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第 14 号、八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書 8 ページをご覧ください。本件は、熊石地域の新しい地域会館施設の完成に伴い、現在まで設置、管理しておりました、熊石折戸振興会館及び熊石相沼母と子の家について、新施設への移行により廃止するとともに、新しく折戸地区及び相沼地区の地域会館として、熊石相沼和みの家を設置するため、所要の規定の整備を提案するものでございます。

それでは条例改正の内容でございますが、条例第 2 条関係、別表第 1 から熊石折戸振興会館と熊石相沼母と子の家の 2 施設の廃止により削除し、新たに名称、熊石相沼和みの家、位置、八雲町熊石相沼町 380 番地 1 として新しい地域会館を追加し、定めものでございます。

附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第 14 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○ 8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○ 8 番（三澤公雄君） この新しい会館機能を持つ建物の名称なんですけれども、どういったかたちでこの名称は決まったのでしょうか。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 地域会館ということで町内会の拠点施設となりますので、経過としましては該当する折戸町内会及び 2 相沼町内会、3 相沼町内会が対象となっておりますけれども、熊石地域全町民に一応周知した中で名称募集を行いまして、最終的に上位 5 件の中から投票を行って第 1 位の熊石和みの家をですね、町内会の了解を得て決定したという流れでございます。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

質疑終結と認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 15 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 8、議案第 15 号 八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議案第 15 号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 9 ページをお開き願います。このたびの改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険税の均等割について、現在講じられている低所得世帯に対しての軽減措置に加えて、未就学児の均等割保険税について、その 5 割を新たに軽減することとなったことから、既設条例の一部を改正しようとするものです。

条例第 3 条から第 5 条の改正は、各条文の規定を明確化するための見出しの改正となります。

条例第 5 条の 2 の改正は、条文の規定を明確化するための見出し改正と、本条例内から引用する対象条項の改正により、所要の改正を行ったものであります。

議案書 10 ページになります。条例第 6 条の改正は、条文中で省略すべき文言について所要の改正を行ったものであります。

条例第 13 条の改正は、本条例内から引用する対象条項の改正により、所要の改正を行ったものであります。

条例第 23 条第 1 項の改正は、規定の明確化と、地方税法改正による引用対象条項の改正により、所要の改正を行ったものであります。

議案書 14 ページになります。条例 23 条第 2 項の追加は、納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者、いわゆる未就学児に対して課税する均等割額について、第 23 条第 1 項の規定における低所得世帯に対しての軽減措置適用後の各税額に対して、第 1 号として、基礎課税額の被保険者均等割額を 5 割軽減しようとするもので、金額についてはアからエに規定する金額としております。

第 2 号として、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を 5 割軽減しようとするもので、金額についてはアからエに規定する金額としております。

議案書 15 ページになります。条例第 23 条の 2 の改正は、本条例内から引用する対象条項の改正により、所要の改正を行ったものであります。

議案書 16 ページから 24 ページに係る付則、第 4 項から第 15 項の改正は、地方税法改正及び本条例内から引用する対象条項の改正により、所要の改正を行ったものであります。

議案書 24 ページになります。附則といたしましては、この条例の施行日を令和 4 年 4 月 1 日とし、改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の

例によるとするものです。

以上、簡単でありますが、議案第 15 号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 16 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 9、議案第 16 号 八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第 16 号、八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書 25 ページをご覧ください。本件は、特定公共賃貸住宅の家賃について、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に準拠し、条例により管理開始後 20 年を限度として、所得に応じて減額できることとしておりますが、熊石地域の当該建物 1 棟 8 戸が、今年度末で 20 年を迎えることから、国の考え方及び近隣自治体での期間限定の撤廃による運用などを踏まえ、当町でも、管理開始後 20 年を経過した後も、引き続き減額することができるよう規定を整備するものでございます。

それでは条例改正の内容でございますが、条例第 13 条、第 1 項の条文中から、当該特定公共賃貸住宅の管理開始後 20 年間を限度として、を削除し、入居者の居住の安定等を図るため、引き続き減額ができるよう規定を改めるものでございます。

附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第 16 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 17 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 10、議案第 17 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第 17 号、指定管理者の指定について、ご説明いたします。

議案書 26 ページをご覧ください。本件は、先程、議案第 14 号で施設設置の可決をいただきました、熊石相沼和みの家についての指定管理者の指定であり、新設に伴い新たに指定管理者を指定する必要があることから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであり、指定管理者の候補者につきましては、2 月 4 日開催の八雲町公の施設に係る指定管理者選定委員会において選定したものでございます。

指定管理者として指定する者は、現在の折戸及び相沼の地域会館と同様に、八雲町熊石相沼町 194 番地、相沼泊川防犯街路灯ほか管理組合で、指定する期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間とし、熊石地域の他の地域会館が全て 1 年前に 5 年間で更新を行っていることから、指定管理の終了時期を統一のため 4 年間の指定期間として設定させていただいております。

以上、議案第 17 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 18 号

○議長(千葉 隆君) 日程第 11、議案第 18 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(佐藤英彦君) 議長、環境水道課長。

○議長(千葉 隆君) 環境水道課長。

○環境水道課長(佐藤英彦君) 議案第 18 号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書 27 ページをご覧ください。本件は、昭和 39 年より大新及び熱田地区の農業地帯の地域水道として供給が開始され、地域で利用組合を組織していただき、平成 25 年度からは指定管理者として管理運営を行ってきたところでございますが、令和 4 年 3 月 31 日で指定期間が終了することから、去る 2 月 4 日に開催した選定委員会において了承されております当組合に、引き続き指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

1 公の施設の名称、八雲町大新地区水道施設。2 指定管理者として指定する者、八雲町大新 21 番地、八雲中央地区営農用水利用組合 組合長 太田真樹夫。3 指定する期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までであります。

以上、議案第 18 号、指定管理者の指定についての説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 22 号

○議長(千葉 隆君) 日程第 12、議案第 22 号 令和 3 年度八雲町一般会計補正予算第

12号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第22号、令和3年度八雲町一般会計補正予算第12号についてご説明いたします。

追加議案書1ページ下段をお願いいたします。このたびの補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、191億788万9千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書6ページ下段をお願いいたします。7款 1項商工費 3目観光開発費120万円は、指定管理施設のうち、利用料金制度を導入しているあわびの湯について、長引く新型コロナウイルス感染症の影響と、特に本年1月から急速に拡大しているオミクロン株による感染症の影響から、利用者の著しい減少により、利用料金収入に損失が生じた指定管理者に対し、本年度減収による損失見込額相当分を補てんしようとするもので、補正する歳出の合計は、120万円の追加であります。

続いて歳入であります。同じく議案書6ページ上段をお願いいたします。11款 1項 1目地方交付税120万円は、特別交付税で、歳出に対応した計上であり、補正する歳入の合計は、歳出と同額の120万円の追加であります。

次に繰越明許費の補正であります。議案書3ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費の補正は、追加で、6款農林水産業費 3項水産業費 海洋深層水機械棟海水送水ポンプ修繕事業は、昨年12月の第4回定例会において、水産種苗生産センターへの海洋深層水を供給する送水ポンプ1基の修繕料にかかる補正予算の議決をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業完了が翌年度になる見込みであることから令和4年度へ繰り越し、限度額を設定のうえ、執行しようとするものであります。

以上で、議案第22号、令和3年度八雲町一般会計補正予算第12号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 23 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 13、議案第 23 号 令和 4 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 23 号、令和 4 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。

追加議案書 8 ページをお願いいたします。このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 773 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、144 億 4,673 万 9 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 12 ページ下段をお願いいたします。3 款民生費 2 項児童福祉費 2 目児童措置費 773 万 9 千円の追加は、保育士等処遇改善臨時特例事業であり、本年 2 月から 3 月までに係る令和 3 年度補正予算は、本定例会初日に議決をいただいたところであります。

本年 4 月から 9 月までにおいても国の経済対策に基づき、保育所及び放課後児童クラブ等に従事する保育士のほか、調理員や栄養士などの処遇改善を図るため、収入の 3 %、月額 9 千円相当を引き上げる措置が講じられることとなり、対象施設 8 施設、101 人相当分の施設への補助金のほか、これに伴う事務経費を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、773 万 9 千円の追加であります。

続いて歳入であります。同じく議案書 12 ページ上段をお願いいたします。15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 773 万 9 千円の追加は、歳出でご説明しました保育士等処遇改善臨時特例交付金で歳出と同額であります。

以上で、議案第 23 号、令和 4 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時11分

◎ 日程第14 同意第1号

○議長(千葉 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、同意第1号 八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 同意第1号、八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現教育長の任期が、令和4年3月31日をもって満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、八雲町教育委員会教育長の任命に関し議会の同意を求めるものであります。

任命したい方は、議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料に記載しております。

この方は人格が高潔で、教育行政に関する識見が高く、教育長として適任でありますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) お諮りいたします。

本件については、質疑討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって直ちに本件を採決いたします。お諮りいたします。議案書に記載の方を八雲町教育委員会教育長として同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、土井寿彦さんを八雲町教育委員会養育長として同意することに決定いたしました。

土井教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○教育長(土井寿彦君) 議長、教育長。

○議長(千葉 隆君) 教育長。

○教育長(土井寿彦君) お時間をいただきましてありがとうございます。

ただいま岩村町長のご提案にご同意を賜りまして、再び教育長の任意に着かせていただくことに身に余る光栄でございますし、その重責に改めて身が引き締まる思いでございます。

私は八雲町に2年間お世話になりまして、マスクを付けて八雲町に来てコロナ禍の中ずっと2年間その状態が続いておりまして、山車行列もさむいべや祭りも2年とも中止で、そのような状況で町民の皆さんと交流する機会がなかなかなかったものですから、本当にそうしたことから喜びと申しませうか、有難さがひとしおでございます。ありがとうございます。

令和4年度からは、まず学校教育については子ども達の生きる力の礎と位置付けております、読解力の向上につつまして、これを町内の全校で共通のテーマとして授業を改善して、そして子ども達の力をしっかりと高めてまいりたいと思います。

社会教育やスポーツにつつましては、町民の皆様のニーズに的確に捉えてこれまでと同様にしっかりと講座や体験教室を行ってまいりたいと思っておりますし、木彫り熊のデザイングッズの企画開発にもチャレンジしてまいりたいと思います。

社会教育全般、安定した運営をさせていただいておりますけれども、新種の施策でもしっかりと取り組んでまいって、町民の皆様の知的好奇心をしっかりと書き立てるようなですね、そして八雲町の交流人口、これを増やしていくことに少しでも寄与できればと考えております。

様々、文部科学省から来る文書にも、冒頭に必ずといっていいほど変化の激しい社会ですとか、予測困難な時代と私どもも捉えておりますけれども、現在、まさにそういう場面に直面しております。

これからの社会を八雲町から育てていく子ども達はしっかりと逞しく、そしてしなやかに生き抜いていくことができるようにその育成に尽力してもらいたいというふうに考えております。

こうした考えのもと、引き続きコロナ対策も万全を期してまいりますとともに、教育委員会の職員と一丸となって関係機関や町民の皆様との連携をしっかりとしながら、八雲町の教育の充実、発展に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、引き続き温かいご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 日程第15 諮問第1号～諮問第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第15、諮問第1号から第3号までの、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、関連がありますので一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第1号から第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員3名が、令和4年6月30日をもって任期満了となることから、その後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

推薦しようとする委員につきましては、議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料に記載しております。

いずれの方々も人格円満にして人望厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての使命を十分発揮されると期待しております。

従いまして、適任者として推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、各件を区分して採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、各件を区分して採決いたします。まず、諮問第1号について採決いたします。お諮りいたします。諮問第1号について、議案書に記載の方を人権擁護委員として適任とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、佐々木一也さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号について採決いたします。お諮りいたします。諮問第2号について、議案書に記載の方を人権擁護委員として適任とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって林英也さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号について採決いたします。お諮りいたします。諮問第3号について、議案書に記載の方を人権擁護委員として適任とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、荒谷佳弘さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第16 発議第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第16、発議第1号、ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 発議第1号、提出者を代表して提案説明を行います。

ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書案についてです。

医療、介護、障害福祉、保育など、公定価格で規定されるケア労働者等の強い要望に押された政府は賃金引き上げを行います。保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に「収入を3%程度（月額9,000円）」、看護師はコロナ対応者に限定して「収入を1%程度（月額4,000円）」の引き上げを2月から9月の期間で実施するものであります。介護士や保育士の賃金は、全産業平均から見ても月6万円から7万円も低く、看護師は夜勤手当などを含めて算出しており、実態を反映していません。10月以降は「診療報酬、介護報酬等において」引き上げを実施するとしています。

ケア労働者は、コロナ禍のなかで自らの健康と生活を投げうって、国民の命と暮らしを守るために厳しい環境のなかで必死に奮闘しています。しかし、「使命感・責任感」だけでは支えきれなくなり、退職者続出の深刻な職場でもあります。

職員配置基準を改善することや、医師、看護師、保健師の大幅増員によるコロナ感染の再拡大への備え、新たな感染症への備えが欠かせない状況です。

よって国は、ケア職場で働くすべての労働者の賃金を全産業平均並みに大幅に引き上げると同時に、職員配置基準を抜本的に見直し、安心して働き続けられるように改善することを強く求めます。また、10月以降については、財源の変更によりサービス利用者の新たな負担増を招かないよう強く求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第17 発議第2号

○議長（千葉 隆君） 日程17、発議第2号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽

減を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 発議第2号、給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について、提出者を代表してご説明いたします。

日本はOECD加盟国の中で、GDPに占める教育支出の割合が最も低い、下位25%に入ると指摘されています。加盟国の平均を下回っています。そのため、教育に関わる私費負担が大きくなっています。新型コロナウイルスの影響で家計の急変、アルバイト収入の減少などの経済的な事情もあり、修学が困難になり、中退者数・休学者数が増加しています。

政府として、給付型奨学金制度を抜本的に拡充することと、教育予算を大幅に増加させ、大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充に、ただちに取り組むことを強く要望するものであります。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第18号 発議第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第18号、発議第3号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○6番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（千葉 隆君） 宮本君。

○6番（宮本雅晴君） 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれている中、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐうえで、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

記、1、すべての子どもたちの学びの継続のために

2、医療への適時適切なアクセスのために

3、新しい分散型社会の構築のために

4、持続可能な地域の医療と介護のために

5、地域住民の安全で安心な移動のために

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほど、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 本意見書案はデジタル化の推進だけを強調しており、個人情報の保護について触れられていません。

デジタル化によって様々な個人情報が一部の企業の利益のために利用される恐れがあります。そのほか特に4の項目について機能と安全性を適切に評価したうえでの人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制、医療や介護のための項目のところですが、これは政府が進めようとしている配置基準の緩和に繋がり、人員削減で職員一人当たりの負担が増すことに繋がる恐れがあります。全体を通して個人情報の厳格な保護についての文言、考え方が欠けていることから反対討論といたします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(千葉 隆君) 起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

◎ 日程第 19 発議第 4 号

○議長(千葉 隆君) 日程第 19、発議第 4 号 高齢者の医療費窓口負担の 2 倍化を中止し、「原則 1 割」の継続を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○3 番(横田喜世志君) 議長、横田。

○議長(千葉 隆君) 横田君。

○3 番(横田喜世志君) 発議第 4 号、高齢者の医療費窓口負担の 2 倍化を中止し、「原則 1 割」の継続を求める意見書について、提案説明いたします。

新型コロナウイルス感染拡大のため、すでに、受診抑制しているもとで、医療費の窓口負担が 2 割になれば、さらに受診抑制が広がり、物価高及び 2022 年に予定されている公的年金のさらなる引き下げ等を考えると、後期高齢者の健康状態は悪化の一途をたどることになる。

よって、国においては、高齢者に負担増を押し付ける計画を撤回し、医療費窓口負担の「原則 1 割」を継続するよう求めるものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(千葉 隆君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 20 発議第 5 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 20、発議第 5 号 「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田。

○3 番（横田喜世志君） 発議第 5 号、「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書について説明いたします。

歴代政権は「敵基地攻撃能力」について、1956 年の船田防衛庁長官の答弁以来、「防衛するために他に手段がない場合」に限り可能であるとしてきました。同時に政府は、他国の領域に対して攻撃的な脅威を与えるものは、「自衛のための必要最小限度の実力」とは言えないとしてきました。

日本周辺の安全保障上の課題については、国連憲章と国際法に基づいた冷静な外交努力こそ求められています。よって、政府においては「敵基地攻撃能力」の保有について、検討を行わないことを求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 21 発議第 6 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 21、発議第 6 号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○6 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（千葉 隆君） 宮本君。

○6 番（宮本雅晴君） 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を

求める意見書について提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍で介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められる。今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

記、1、臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の2つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。

2、「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。

3、原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえたうえで、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第22 発議第7号

○議長（千葉 隆君） 日程第22、発議第7号 日米地位協定の見直しを求める意見書を

議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 発議第7号、日米地位協定の見直しを求める意見書について提案説明を行います。

新型コロナウイルスのオミクロン株が全国に先駆けて感染が急拡大した沖縄県や山口県では、林外務大臣が「米軍での感染状況が周辺事態における感染拡大の要因の一つである可能性は否定できない」と述べているように、米軍基地が感染拡大の引き金になった可能性が指摘されています。

よって、国においては、対等・平等の日米両国の関係をつくり、国民の生命・財産と人権を守るため、日米地位協定の見直しを講ずるよう強く要望いたします。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（千葉 隆君） 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

◎ 町長挨拶

○議長（千葉 隆君） 町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第1回定例会が閉会するにあたり、議員皆様に対し、一言お礼の挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

本定例会は、3月9日を初日として16日までの8日間の会期になりましたが、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の期間での開会であり、一般質問の質問時間短縮など、感染防止対策を講じる中で、議員皆さんには終始熱心なご議論と慎重なご審議をいただいたことに、敬意と感謝を申し上げる次第です。

開会冒頭のロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議にはじまり、新年度一般会計をはじめとする各会計予算、令和3年度各会計補正予算や関連議案等を加え、提出いたしました議案等の件数は27件を数えました。

新年度一般会計、特別会計及び企業会計を含めた予算総額は287億6,000万円あまりの規模になり、私にとっては町政3期目の初年度に当たり、新規事業や継続事業を中心とした総合計画実施計画に沿った予算案でありました。この間、予算特別委員会や議案等の審議を通していただきました、議員皆様からの貴重なご意見やご提言等については、真摯に受け止め、新年度の予算執行並びに今後の町政運営にいかしてまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

予算特別委員会、正副委員長の責務を務めていただきました、安藤議員、赤井議員にはそのご尽力とご配慮に心から感謝申し上げます。議決いただきました各会計の新年度予算は、向こう1年間の行政を推進するための経費を具現化したものでありますが、今後、国の施策や補助金等の関係、特に新型コロナウイルス感染対策及び終息に向けての経済対策や八雲中学校大規模改修、熊石国保病院改修事業など、年度途中において対応しなければならぬものも出てくると予想されます。その際には、適時、予算補正をお願いすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

連日、ウクライナで起きている悲惨な報道を見ていると、心が痛みます。プーチン大統領の核を散らかせる声明や、ロシア人が民間人を意図的に攻撃していることや、原発施設や小児病院の攻撃など驚きと狂気さえ感じます。ロシアとの停戦交渉が一刻も早く合意し、ロシアがウクライナから撤退することを祈ることばかりであります。

未曾有の被害をもたらしました東日本大震災からちょうど11年が経ちました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族や被災された皆様に、

心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

毎年、この時期になりますと、新聞やテレビなどが特集を組んで当時の津波被害の様子や被災地の復興状況、被災者の生活の様子などを伝えておりますが、改めて自然災害の恐ろしさを思い知らされます。

私も当時、ボランティアで悲惨な被災地の状況を目の当たりにしており、このことを風化させることなく、防災減災に対する取り組みをより一層進める必要があると感じているところであります。

新型コロナウイルスが終息しない中で、東京オリンピックパラリンピックから、わずか半年に開催された北京東京オリンピックパラリンピックは、厳戒態勢の中で3月13日に閉会いたしました。2月に開催されたオリンピックでは、日本選手団は史上最多となるメダルを獲得し、日本選手の活躍、全霊をかけた挑戦と純粹な歓喜や翡翠の涙には一向に終息しない新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大で我慢を強いられた閉塞感が生まれていた私たちに感動と勇気を与えてくれました。

この冬は冬型の気圧配置が長く続き、寒気が居座り、降った雪がなかなか減らない状況となり、除雪経費も補正となったところでありますが、3月に入ってから温かい陽気になって、雪解けが進んでいる状況となっております。そんな中、日本気象協会から桜の開花予想も発表され道南では昨年より3日ほど遅れますが、平年よりも5日ほど早い開花予想となっております。

新年度は、執行方針でも述べましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に対するワクチン接種の感染防止対策とともに、低迷する経済の回復や生活環境の変化などの対応が予想されますが、職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。

ともあれ、令和4年度以降も議員皆様、町民皆様のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していかなければなりません。

今後も職員ともども更なる努力を傾注してまいり所存であります。どうぞ議員各位におかれましても、健康に十分ご留意され、引き続き町民の幸せと町発展にご尽力されることをお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（千葉 隆君） この際、私からも令和4年第1回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの新規感染者は、全国的に減少傾向であり、北海道内の新規感染者はピークを過ぎ、減少に転じているものの、減り方は鈍く未だ高い水準にあります。

八雲町内においても、1月初旬から感染者が発生しており、減少傾向にあるものの、まん延防止等重点措置が21日まで再延長されていることから、感染防止行動の徹底が重要な状況となっております。

八雲町議会としても、感染拡大防止対策として一般質問の発言時間を短縮するなど、特

例措置を講じた議会運営といたしました。

ワクチン接種については、全国的に3回目の接種が開始されており、八雲町においてもすでに接種が進められております。担当されている職員の皆様には、町民の健康を守るため、円滑な接種に向けてご尽力されておりますことに、感謝を申し上げます。

また、医療や福祉に関係されている方々にも、過酷な環境の中に日夜コロナと戦っておられますことに対しても、この場をお借りし感謝を申し上げる次第でございます。私たちは引き続き基本的な感染防止行動を徹底し、一日も早い終息と、地域経済活動の回復を願うところであります。

さて、本定例会は3月9日に開会してから本日までの間、一般質問をはじめ、令和4年度予算案などの各議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了いたしました。無事に閉会の運びとなりましたのは、予算特別委員会正副委員長及び、各議員並びに町理事者と職員の皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心より暑くお礼を申し上げてまいりたいと存じます。

町長をはじめ、各委員に置かれましては、本定例会において成立を見ました各議案の執行にあたり、適切なる運用をもって進められ、八雲町の発展と町民の幸せのため、一層ご尽力されますようお願い申し上げます。

また、本定例会および予算特別委員会において、議員各位から述べられました意見、提言等を十分に尊重し、今後の行政運営に反映されますよう望むものであります。

終わりになりますが、今年度で退職を迎えられる職員の皆様におかれましては、長年にわたり、八雲町の発展のためにご尽力された多大なるご功績に改めて敬意を称する次第であります。

これから年度末を迎え、議員各位、町理事者及び職員の皆様におかれましては、なにかと多忙のことと思いますが、健康管理に十二分にご留意され、町民の福祉向上のため、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。ご苦勞様でございました。

◎ 閉会宣言

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

よって、令和4年第1回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午前11時58分]